

全国市町村情報管理主管課長会 細則

(目的)

第1条 この細則は、全国市町村情報管理主管課長会(以下「本会」という。)会則第11条第1項の規定に基づき、本会の円滑な運営管理に必要な事項を定めることを目的とする。

(正副会長の選出)

第2条 正副会長は、正副会長選出のローテーション基準に掲げるブロックのアルファベット順に選定することとする。

(役員会議の開催)

第3条 役員会議の議長は、会長とする。

2 役員会議は、定例会を年2回開催する。

3 議長は、必要がある場合に臨時役員会議を開催することができる。

4 役員会議は、役員3分の2以上の出席により成立する。

5 役員会議の定例会は、一同に会する会議(以下「集合会議」という。)又はインターネット等を利用する会議(以下「遠隔会議」という。)とする。

6 臨時役員会議は、集合会議又は遠隔会議のいずれかにより開催する。

7 役員会議に出席できない役員は、各号に掲げる方法のいずれかにより、出席とみなす。

一 議長に議決を委任した委任状の提出

二 役員に委任を受けた代理者の出席

8 役員会議の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会員相互の情報交換会議の開催)

第4条 会員相互の情報交換会議(以下、「情報交換会議」という。)は、随時開催することができる。

2 情報交換会議は、集合会議又は遠隔会議のいずれかにより開催する。

(総会の開催)

第5条 総会の議長は、会長とする。

2 総会は、必要がある場合に役員会議の決定により開催することができる。

3 総会は、遠隔会議で開催する。

4 総会の議事は、遠隔会議の有効回答数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(遠隔会議)

第6条 遠隔会議は、地方公共団体情報システム機構(以下、「機構」という。)のホームページ上に本会の専用コーナーを開設し、開催する。

2 会員には、遠隔会議に必要となる会員IDを発行する。

(有識者の協力)

第7条 遠隔会議を円滑に運営するため有識者及び国、地方公共団体の実務経験者への協力要請を行う。

2 遠隔会議に有識者の協力が必要となる場合は、役員会議の決定により有識者に対し会員IDを発行する。

(講演会等の実施)

第8条 講演会等は、会員から要望がある場合には役員会議の決定により開催する。

(運営費用)

第9条 本会の運営費用は、機構からの補助金をもって充てる。ただし、遠隔会議に必要な電気通信サービス、接続機器等に要する費用は、会員団体の負担によるものとする。

(役員の旅費)

第10条 集合会議による役員会議及び臨時役員会議を開催する場合、役員の旅費は機構の旅費規程に準じて本会が負担する。

(事務局所掌事務)

第11条 事務局は、おおむね次の事務を分掌する。

- 一 諸会議の開催に関すること
- 二 会員との連絡、調整及び照会に関すること
- 三 調査の実施及び資料提供に関すること
- 四 会員IDの発行等に関すること
- 五 その他

(他の情報管理主管課長会等との連携)

第12条 本会は、必要がある場合には次の情報管理主管課長会等と相互了解のもと資料の提供などの連携を図るものとする。

- 一 全国都道府県情報管理主管課長会
- 二 指定都市情報管理事務主管者会議
- 三 特別区電子計算主管課長会
- 四 全国広域市町村圏情報管理連絡協議会

(雑則)

第13条 本細則に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は役員会議で定める。

2 本細則の改正は、役員会議で決定し、会員に報告する。

(付則)

この細則は、平成14年10月18日から適用する。

(付則)

この細則は、平成20年7月4日から適用する。

(付 則)

この細則は、平成 23 年 2 月 23 日から適用する。

(付 則)

この細則は、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。

正副会長選出のローテーション基準

ブロック		構成県
北海道・東北ブロック	A	北海道、宮城県、青森県、岩手県、秋田県、山形県、福島県
関東・甲信静越ブロック	B	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県、静岡県
東海・北陸ブロック	C	富山県、石川県、福井県、岐阜県、愛知県、三重県
近畿ブロック	D	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
中国ブロック	E	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県
四国ブロック	F	徳島県、香川県、愛媛県、高知県
九州ブロック	G	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

	A	B	C	D	E	F	G
平成 26 年度	正			副			
平成 27 年度		正			副		
平成 28 年度			正			副	
平成 29 年度				正			副
平成 30 年度	副				正		

以下、この例による。